

自主点検表【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】 (令和8年6月版)

●チェックポイントに対する「評価」欄の記入要領(例)

- ・満たしている … ○
- ・一部満たしていない … △
- ・満たしていない … ×
- ・該当なし … —

※満たしていないものがあった場合、「備考」欄に その内容を記載すること。

事業所名	
点検年月日	令和 年 月 日
記入者	職名 氏名

●凡例

- 条例第15号 … 「宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成25年1月30日 宇治市条例第15号)
- 規則第18号 … 「宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」(平成25年4月1日 宇治市規則第18号)
- 平18老計発0331004他 … 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」
(平成18年3月31日 老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)
- 平18厚告126 … 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
(平成18年3月14日 厚生労働省告示第126号)
- 平18老計発0331005他 … 「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項」
(平成18年3月31日 老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号)
- 要項 … 「宇治市指定地域密着型サービスに係る独自報酬基準に関する要項」(平成31年4月1

法 … 介護保険法
 施行法 … 介護保険法施行法
 政令 … 介護保険法施行令
 施行規則 … 介護保険法施行規則
 厚令 … 厚生省令又は厚生労働省令
 厚告 … 厚生省告示又は厚生労働省告示

老発 … 厚生省老人保健福祉局長通知
 老企 … 厚生省老人保健福祉局企画課長通知
 老計 … 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知
 老振 … 厚生省老人保健福祉局振興課長通知
 老健 … 厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知
 老老 … 厚生労働省老健局老人保健課長通知

0 総則

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 地域密着型サービスの事業の一般原則	① 地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	条例第15号第3条	▲サービス提供について、左記の取扱いとしているか。		
	② 地域密着型サービス事業者は、地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、当該事業所が所在する地域との結び付きを重視し、本市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者(法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。		▲地域密着型サービスの事業の運営について、左記の取扱いとしているか。		
	③ 地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。		▲利用者の人権の擁護、虐待の防止等について、左記の取扱いとしているか。		
	④ 地域密着型サービス事業者は、地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。		▲サービスの提供に当たり、左記の情報を活用しているか。		
	※ 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。 この場合において、「科学的介護情報システム（L I F E : Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報				

		及びフィードバック情報を活用することが望ましい（この点については、以下の他のサービス種類についても同様とする。）。 (平18老計発0331004他 第3の1の4 (1))			
2 暴力団員等の排除	①	地域密着型サービスの事業を行う事業所の従業者は、宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。	条例第15号第3条の2	▲従業者について、左記の取扱いとしているか。	
	②	地域密着型サービスの事業を行う事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。		▲事業所の運営について、左記の取扱いとしているか。	

1 基本方針

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 基本方針	地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。	条例第15号第4条	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
2 定期巡回・随時対応型訪問介護・看護	1に規定する援助を行うため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。	条例第15号第5条	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせ、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するものである。 (平18老計発0331004他 第3の一の1(2))				
	一 訪問介護員等(サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下「定期巡回サービス」という。)				
	※ 定期巡回サービスについて、「定期的」とは原則として1日複数回の訪問を行うことを想定しているが、訪問回数及び訪問時間等については適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであり、利用者の心身の状況等に応じて訪問を行わない日があることを必ずしも妨げるものではないこと。また、訪問時間については短時間に限らず、必要なケアの内容に応じ柔軟に設定すること。 (平18老計発0331004他 第3の一の1(2))				
二 あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。)による対応の要否等を判断するサービス(以下「随時対応サービス」という。)					
※ 随時対応サービスについては、利用者のみならず利用者の家族等からの在宅介護における相談等にも適切に対応すること。また、随時の訪問の必要性が同一時間帯に頻回に生じる場合には、利用者の心身の状況を適					

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	切に把握し、定期巡回サービスに組み替える等の対応を行うこと。なお、通報の内容によっては、必要に応じて看護師等からの助言を得る等、利用者の生活に支障がないよう努めること。 (平18老計発0331004他 第3の一の1(2))				
	三 随時対応サービスにおける訪問の可否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話(以下「随時訪問サービス」という。)				
	※ 随時訪問サービスについては、随時の通報があつてから、概ね30分以内の間に駆けつけられるような体制確保に努めること。なお、同時に複数の利用者に対して随時の訪問の必要性が生じた場合の対応方法についてあらかじめ定めておくとともに、適切なアセスメントの結果に基づき緊急性の高い利用者を優先して訪問する場合があり得ること等について、利用者に対する説明を行う等あらかじめサービス内容について理解を得ること。 (平18老計発0331004他 第3の一の1(2))				
	四 法第8条第15項第1号に該当するサービスの一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助(以下「訪問看護サービス」という。)				
	※ 訪問看護サービスについては、医師の指示に基づき実施されるものであり、全ての利用者が対象となるものではないこと。また、訪問看護サービスには定期的に行うもの及び随時行うもののいずれも含まれること。 ※ 事業所が訪問介護、訪問看護及び夜間対応型訪問介護に係る指定を併せて受けることは差し支えない。 ※ 1の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は1の事務所であることが原則であるが、地域の実情に応じて、平18老計発0331004他 第2の1に規定する一体的なサービス提供の単位として、本体となる事務所と別の事務所(以下「サテライト拠点」という。)を併せて指定を行うことは差し支えない。例えば事業の実施圏域が広範にわたる場合に、定期巡回サービスや随時訪問サービスについて、利用者のニーズに即応できる体制を確保し、より効率的に行うため、本体となる事務所との緊密な連携を確保した上で、定期巡回サービス及び随時訪問サービスを行うサテライト拠点を置くことが想定されるものである。また、隣接する複数の市町村で1の事業所がそれぞれの市町村から指定を受ける場合においては、1の市町村に随時訪問サービスを行う拠点がある場合は、別の市町村の区域内に随時訪問サービスを行う拠点が無いことは差し支えないものである。 (平18老計発0331004他 第3の一の1(2))				
	※ 事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であつて、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。 ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制(例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。 ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。 ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。 (平18老計発0331004他 第2の1)				

2 人員に関する基準

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 従業者の員数	① 事業者は、事業所ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。	条例第15号第6条	▲従業者を左記により配置しているか。 ・オペレーター		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	一 管理者 1 二 オペレーター サービスを提供する時間帯(以下「提供時間帯」という。)を通じて1以上確保されるために必要な数以上 三 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上 四 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上 五 訪問看護サービスを行う看護師等 次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数 イ 保健師、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。) 常勤換算方法で2.5以上 ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 事業所の実情に応じた適当数	規則第18号第3条	・定期巡回サービスを行う訪問介護員等 ・随時訪問サービスを行う訪問介護員等 ・訪問看護サービスを行う看護師等 ●常勤の勤務時間数 時間/週		
	※ 常勤換算方法とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が小規模多機能型居宅介護従業者と認知症対応型共同生活介護従業者を兼務する場合、小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。 ※ ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置(以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 (平18老計発0331004他 第2の2(1))				
2 管理者	① 1①一に規定する管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	条例第15号第6条 規則第18号第4条	▲管理者を左記により配置しているか。		
	※ 事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者はオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等又は訪問看護サービスを行う看護師等である必要はないものである。 ① 当該事業所のオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等又は計画作成責任者の職務に従事する場合 ② 当該事業者が訪問介護事業者、訪問看護事業者又は夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてそれぞれの事業が一体的に運営されている場合の、当該訪問介護事業所、訪問看護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事する場合 ③ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従事者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。 （平18老計発0331004他 第3の一の2(2)）				
3 オペレーター	① 1①二に規定するオペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は1①五イの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者の業務に1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。 ※ オペレーターは看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員でなければならない。ただし、当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーター又は事業所の看護師等との緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供者として1年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者にあつては、3年以上）従事した者をオペレーターとして充てることができることとしている。この場合、「1年以上(3年以上)従事」とは単なる介護等の業務に従事した期間を含まず、サービス提供責任者として任用されていた期間を通算したものであること。 （平18老計発0331004他 第3の一の2(1)）	条例第15号第6条 規則第18号第5条	▲オペレーターについて、左記の取扱いとしているか。		
	② オペレーターのうち1以上の者は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない。 ※ オペレーターは提供時間帯を通じて1以上配置している必要があるが、事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。また、午後6時から午前8時までの時間帯については、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。さらに、サテライト拠点を有する事業所においては、本体となる事務所及びサテライト拠点のいずれかにおいて常時1以上のオペレーターが配置されていれば基準を満たすものである。なお、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。 （平18老計発0331004他 第3の一の2(1)）		▲オペレーターについて、左記の要件を満たしているか。		
	③ オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の訪問介護事業所、訪問看護事業所若しくは夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 ※¹ オペレーターは、原則として利用者からの通報を受ける業務に専従する必要があるが、利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス及び訪問看護サービス並びに同一敷地内の訪問介護事業所、訪問看護事業所並びに夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができること。なお、当該オペレーターが、定期巡回サービスに従事している等、利用者の居宅においてサービスの提供を行っているときであっても、当		▲オペレーターについて、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	該オペレーターが利用者からの通報を受けることができる体制を確保している場合は、当該時間帯におけるオペレーターの配置要件を併せて満たすものであること。また、利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができることとしているが、これは、例えば、市町村が地域支援事業の任意事業において、家庭内の事故等による通報に、夜間を含めた365日24時間の随時対応ができる体制を整備する事業を行っている場合、その通報を受信するセンターと事業所の設備の共用が可能であり、オペレーターは、この市町村が行う事業の受信センター職員が行う業務に従事することができるということである。 ※2 オペレーターのうち1名以上は、常勤の看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員でなければならないとしているが、同一敷地内の訪問介護事業所及び訪問看護事業所並びに夜間対応型訪問介護事業所の職務については、オペレーターと同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるため、これらの職務に従事していた場合も、常勤の職員として取り扱うことができること。 (平18老計発0331004他 第3の一の2(1))				
④	事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 一 短期入所生活介護事業所(居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所をいう。) 二 短期入所療養介護事業所(居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う事業所をいう。) 三 特定施設(特定施設であって、居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。) 四 小規模多機能型居宅介護事業所 五 認知症対応型共同生活介護事業所 六 地域密着型特定施設 七 地域密着型介護老人福祉施設 八 看護小規模多機能型居宅介護事業所 九 介護老人福祉施設 十 介護老人保健施設 十一 介護医療院		▲オペレーターについて、左記の取扱いとしているか。		
	※ 施設等の入所者等の処遇に支障がないと認められる場合に、当該施設等の職員(①※の要件を満たす職員に限る。)をオペレーターとして充てることができることとしていること。また、当該オペレーターの業務を行う時間帯について、当該施設等に勤務しているものとして取扱うことができること。ただし、当該職員が定期巡回サービス、随時訪問サービス又は訪問看護サービスに従事する場合は、当該勤務時間を当該施設等の勤務時間には算入できない(オペレーターの配置についての考え方については③※1と同様)ため、当該施設等における最低基準(当該勤務を行うことが介護報酬における加算の評価対象となっている場合は、当該加算要件)を超えて配置している職員に限られることに留意すること。 (平18老計発0331004他 第3の一の2(1))				
⑤	事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、③本文及び4①の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。		▲オペレーターについて、左記の取扱いとしているか。		
	※ オペレーターは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等として従事することができること。なお、「利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合」とは、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報(具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等)の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合であること。 (平18老計発0331004他 第3の一の2(1))				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
4 訪問介護員及び看護師等	① 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある訪問介護事業所若しくは夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。	条例第15号第6条 規則第18号第6条	▲訪問介護員等について、左記の取扱いとしているか。		
	② 3⑤の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、1①四の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。		▲訪問介護員等について、左記の取扱いとしているか。		
	※ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は当該職務に専従し、かつ、提供時間帯を通じて1以上配置している必要があるが、定期巡回サービス及び同一敷地内の訪問介護事業所並びに夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができることとしているほか、オペレーターが当該業務に従事することも差し支えないこと。また、午後6時から午前8時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。さらに、サテライト拠点を有する事業所においては、本体となる事務所及びサテライト拠点のいずれかにおいて、事業所として必要とされる随時訪問サービスを行う訪問介護員等が配置されていれば基準を満たすものである。なお、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。 (平18老計発0331004他 第3の一の2(1))				
	③ 看護職員のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。		▲看護職員について、左記の要件を満たしているか。		
	④ 看護職員のうち1以上の者は、提供時間帯を通じて、事業者との連絡体制が確保されなければならない。		▲看護職員について、左記の要件を満たしているか。		
	※ 訪問看護サービスを行う看護職員は、オペレーターや随時訪問サービスを行う訪問介護員等のように、常時の配置を求めているが、利用者の看護ニーズに適切に対応するため、常時、当該看護職員のうち1人以上の者との連絡体制を確保しなければならないこと。 (平18老計発0331004他 第3の一の2(1))				
	⑤ 事業者は、事業所ごとに、従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち1以上の者を、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事させなければならない。		▲看護師、介護福祉士等について、左記の取扱いとしているか。		
	※ 計画作成責任者は従業者のうち、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員から1人以上を選任しなければならないこととしており、オペレーターの要件として認められているサービス提供責任者として3年以上従事した者については当該資格等を有しない場合、計画作成責任者としては認められないことに留意すること。また、利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものである。なお、利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。 (平18老計発0331004他 第3の一の2(1))				
	⑥ 事業者が訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、訪問看護事業所において看護職員が常勤換算方法で2.5以上となる員数が置かれているときは、当該事業者は、1①五イに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。ただし、次の各号に掲げるときは、この限りでない。		▲看護職員について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	一 訪問看護事業者が複合型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問看護の事業と看護小規模多機能型居宅介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されており、規則第18号第70条第3項に規定する基準を満たす場合であって、当該訪問看護事業者が訪問看護の提供に当たる従業者の員数の必要数を配置しているものとみなされているとき。 二 規則第18号第70条第10項の規定により看護小規模多機能型居宅介護事業者が同条第3項の規定の基準を満たしているものとみなされているとき。				

3 設備に関する基準

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 設備及び備品等	① 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。 ※ 事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。また、当該事業所が健康保険法による訪問看護の指定を受けている場合には当該事務室を共用することは差し支えない。 (平18老計発0331004他 第3の一の3(1)) ※ 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。 (平18老計発0331004他 第3の一の3(2)) ※ 事業者は、サービスに必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。なお、事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。 (平18老計発0331004他 第3の一の3(3))	条例第15号第7条	▲事業所は左記の設備等を備えているか。		
	② 事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、事業所ごとに、次の各号に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、一に掲げる機器等については、事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。 一 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 二 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 ※ 利用者からの通報を受けるための機器については、必ずしも当該事業所に設置され固定されている必要はなく、地域を巡回するオペレーターが携帯することもできること。また、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受けた際に瞬時にそれらの情報が把握できるものでなければならないが、通報を受信する機器と、利用者の心身の情報を蓄積する機器は同一の機器でなくても差し支えないこと。したがって、通報を受ける機器としては、携帯電話等であっても差し支えないこと。 (平18老計発0331004他 第3の一の3(4)) ※ 利用者の心身の状況等の情報を蓄積する機器等については、事業所・事		▲事業所は左記の機器等を備え、オペレーターに携帯させているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	業者内のネットワークや情報セキュリティに十分に配慮した上で、インターネットを利用したクラウドコンピューティング等の技術を活用し、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されていれば、必ずしも当該事業所において機器等を保有する必要はない。また、常時利用者の情報にアクセスできる体制とは、こうした情報通信技術の活用のみに限らず、例えば、オペレーターが所有する紙媒体での利用者のケース記録等が、日々の申し送り等により随時更新され当該事業所において一元的に管理されていること等も含まれるものである。 (平18老計発0331004他 第3の一の3(5))				
	③ 事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。 ※ 利用者に配布するケアコール端末は、利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押すなどにより、簡単にオペレーターに通報できるものでなければならない。ただし、利用者の心身の状況によって、一般の家庭用電話や携帯電話でも随時の通報を適切に行うことが可能と認められる場合は、利用者に対し携帯電話等を配布すること又はケアコール端末を配布せず、利用者所有の家庭用電話や携帯電話により随時の通報を行わせることも差し支えないものである。 (平18老計発0331004他 第3の一の3(6)) ※ 利用者に配布するケアコール端末等については、オペレーターに対する発信機能のみならず、オペレーターからの通報を受信する機能を有するものや、テレビ電話等の利用者とオペレーターが画面上でお互いの状況を確認し合いながら対話できるもの等を活用し、利用者の在宅生活の安心感の向上に資するものであることが望ましい。 (平18老計発0331004他 第3の一の3(7))		▲事業所は通信のための端末機器について、左記の取扱いとしているか。		
	④ 事業者が夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と夜間対応型訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、条例第15号第47条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、①～③に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 ※ 事業者が夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてこれらの事業が一体的に運営されている場合は、随時対応サービスの提供に必要となる設備を双方の事業で共用することができるものである。 (平18老計発0331004他 第3の一の3(8))		▲事業所は設備について、左記の取扱いとしているか。		

4 運営に関する基準

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 内容及び手続の説明及び同意	① 事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、23に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 ※ 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者がサービスを選択するために必要な以下の重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所からサービスの提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、書面によって確認することが適当である。 ・ 当該事業所の運営規程の概要	条例第15号第8条	▲内容、手続の説明及び同意について、左記の取扱いとしている		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	・ 従業者の勤務体制 ・ 事故発生時の対応 ・ 苦情処理の体制 ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等 （平18老計発0331004他 第3の一の4(1)）				
②	事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、①の規定による文書の交付に代えて、④で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって⑤で定めるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなす。		▲電磁的方法による文書の交付について、左記の取扱いとしているか。		
③	②の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、①に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び②の規定による承諾をした場合は、この限りでない。		▲電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合について、左記の取扱いとしているか。		
④	事業者は、②の規定により①に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次の各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一 ⑤の各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの 二 ⑤に規定するファイルへの記録の方式	規則第18号 第7条	▲電磁的方法により重要事項を提供する場合、左記の取扱いとしているか。		
⑤	②の電磁的方法は、次の各号に掲げるものとする。 一 電子情報処理組織（事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 電子情報処理組織を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された④に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに④に規定する重要事項を記録したものを交付する方法		▲電磁的方法について、左記の取扱いとしているか。		
⑥	⑤に掲げる方法は、利用申込者又はその家族が⑤一のイ及びロ並びに⑤二に規定する		▲電磁的方法について、左記の取扱いとし		

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
		ファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。		ているか。		
2 提供拒否の禁止	①	事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。 ※ 事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合である。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(3))	条例第15号第9条	▲サービス提供拒否について、左記の取扱いとしているか。		
3 サービス提供困難時の対応	①	事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	条例第15号第10条	▲サービス提供困難時の場合、左記の取扱いとしているか。		
4 受給資格等の確認	①	事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。	条例第15号第11条	▲被保険者証での確認について、左記の取扱いとしているか。		
5 要介護認定の申請に係る援助	①	事業者は、サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	条例第15号第12条	▲左記の場合、必要な援助を行っているか。		
	②	事業者は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。		▲左記の場合、必要な援助を行っているか。		
6 心身の状況等の把握	①	事業者は、サービスの提供に当たっては、2の4⑤で定める計画作成責任者(以下「計画作成責任者」という。)による利用者の面接によるほか、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	条例第15号第13条	▲サービス担当者会議等を通じて、左記の取扱いとしているか。		
7 居宅介護支援事業者等との連携	①	事業者は、サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	条例第15号第14条	▲居宅介護支援事業者等との連携について、左記の取扱いとしているか。		
	②	事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供す		▲サービス提供の終了に際し、左記の取扱いとしているか。		

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
		る者との密接な連携に努めなければならない。 ※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用者の在宅生活の継続のための総合的な支援を、日々の定期巡回サービス等の実施により継続的に把握される利用者の心身の状況に応じて柔軟に行うサービスであることから、その他の介護保険サービスの利用を含めた利用者の地域での生活全般のマネジメントを行う居宅介護支援事業者との連携を密にしておかなければならないこととしたものである。 また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、医療が必要とされる場合があることから、医療が円滑に提供できるよう、常に保健医療サービス等を提供する者との連携の確保に努めなければならないことを規定したものである。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(7))				
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	①	事業者は、サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。	条例第15号 第15条	▲サービスの提供の開始に際し、左記の取扱いとしているか。		
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	①	事業者は、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿ったサービスを提供しなければならない。	条例第15号 第16条	▲居宅サービス計画について、左記の取扱いとしているか。		
10 居宅サービス計画等の変更の援助	①	事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。 ※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を法定代理受領サービスとして提供するためには当該サービスが居宅サービス計画に位置付けられている必要があることを踏まえ、事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合(利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。)は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないことを規定したものである。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(10))	条例第15号 第17条	▲利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、左記の取扱いとしているか。		
11 身分を証する書類の携行	①	事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 ※ 証書等には、当該事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 (平18老計発0331004他 第3の四の4(11))	条例第15号 第18条	▲従業者の身分証について、左記の取扱いとしているか。		
12 サービスの提供の記録	①	事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他の必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。	条例第15号 第19条	▲サービスの提供の記録について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	※ 利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない事項は、次のとおり。 ・ 当該サービスの提供日 ・ サービス内容 ・ 保険給付の額 ・ その他必要な事項 (平18老計発0331004他 第3の一の4(12))				
	② 事業者は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。 ※ 「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(12))		▲左記の場合、サービス内容等の情報を提供しているか。		
13 利用料等の受領	① 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	条例第15号 第20条 規則第18号 第8条	▲介護サービス利用料等の受領について、左記の取扱いとしているか。		
	② 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでないサービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスであるサービスに係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。なお、そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。 イ 利用者に、当該事業が定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計と区分していること。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(13))		▲利用料の公平性について、左記の取扱いとしているか。		
	③ 事業者は、①、②の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。 ※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(13))		▲介護サービス以外の利用料の受領について、左記の取扱いとしているか。		
	※ 事業者は、地域密着型サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。 (法第41条第8項準用)				
	※ 地域密着型サービス事業者は、法第41条第8項準用の規定により交付しなければならない領収証に、地域密着型サービスについて要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、食事の提供に要し				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	た費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。 (施行規則第65条準用)				
	④ 事業者は、③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 ※ 同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、当該サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとする。 ※ この同意書による確認は、日常生活費等の実費受領の必要が生じるごとに、その受領のたびに逐次行う必要はなく、利用又は入所の申込み時の重要事項説明に際し、日常生活費等に係る具体的なサービス内容及び費用の額について説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認する方法が基本となるが、以後当該同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときは、その都度、同意書により確認するものとする。 ※ 便宜の提供に当たっては、利用者等及び介護保険施設等双方の保護の立場から、その内容及び費用の額については、事業所又は施設の見やすい場所への掲示、利用者等への懇切丁寧な説明、同意書による確認等、日常生活費等と同様の取扱いが適当である。 (平12老振75他)		▲③のサービス提供に当たり、左記の取扱いとしているか。		
14 保険給付の請求のための証明書の交付	① 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	条例第15号 第21条	▲サービス提供証明書の交付について、左記の取扱いとしているか。		
15 サービスの基本取扱方針	① サービスは、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにならなければならない。	条例第15号 第22条	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	② 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。		▲自己評価について、左記の取扱いとしているか。		
16 サービスの具体的取扱方針	① 従業者の行うサービスの方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。 一 定期巡回サービスの提供に当たっては、18①に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする。 二 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。 ※ 随時訪問サービスを適切に提供するため、定期巡回サービスの提供や看護職員の行うアセスメント等により、利用者の心身の状況等の把握に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを図り、利用者が通報を行いやすい環境づくりに努めるべきものであること。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(15))	条例第15号 第23条	▲定期巡回サービスについて、左記の取扱いとしているか。 ▲随時訪問サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	三 随時訪問サービスの提供に当たっては、18①に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの		▲随時訪問サービスについて、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。 四 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び18①に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うものとする。 五 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行うものとする。 六 特殊な看護等については、これを行ってはならないものとする。		▲訪問看護サービスについて、左記の取扱いとしているか。 ▲訪問看護サービスについて、左記の取扱いとしているか。 ▲訪問看護サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	※ 訪問看護サービスの提供に当たっては、利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うとともに、医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはならないこと。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(15))				
	七 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。 八 サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 九 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。		▲サービスの提供について、左記の取扱いとしているか。 ▲身体的拘束等について、左記の取扱いとしているか。 ▲身体的拘束等の記録について、左記の取扱いとしているか。		
	※ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(15))				
	十 サービスの提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。		▲サービスの提供について、左記の取扱いとしているか。		
	※ サービスの提供に当たっては、介護技術や医学の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであること。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(15))				
	十一 サービスの提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。		▲合鍵の管理等について、左記の取扱いとしているか。		
	※ 事業者は、利用者から合鍵を預かる場合には、従業者であっても容易に持ち出すことができないよう厳重な管理を行い、利用者に安心感を与えるものとする。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(15))				
17 主治の医師との関係	① 事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしなければ	条例第15号第24条	▲適切なサービス提供のため、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	ばならない。 ※ 事業所の常勤看護師等は、指示書に基づき訪問看護サービスが行われるよう、主治医との連絡調整、訪問看護サービスの提供を行う看護師等の監督等必要な管理を行わなければならないこと。 ※ 主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできないものであること。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(16))				
	② 事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。 ※ 訪問看護サービスの利用対象者は、その主治医が訪問看護サービスの必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際しては、利用者の主治医が発行する訪問看護サービスに係る指示の文書(以下「指示書」という。)の交付を受けなければならないこととしたものであること。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(16))		▲サービス提供開始時に、左記の取扱いとしているか。		
	③ 事業者は、主治の医師に18①に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。)及び18⑩に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 ※ 事業者は、主治医と連携を図り、適切な訪問看護サービスを提供するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。)及び訪問看護報告書を主治医に提出しなければならないこと。 ※ 訪問看護サービスの提供に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ること。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(16))		▲訪問看護サービスの提供に当たって、左記の取扱いとしているか。		
	④ 医療機関が事業所を運営する場合にあっては、②及び③の規定にかかわらず、②の主治の医師の文書による指示並びに③の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び18⑩に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。 ※ 保険医療機関が事業者である場合には、主治医の指示は診療録に記載されるもので差し支えないこと。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書についても看護記録等の診療記録に記載されるもので差し支えないこと。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(16))		▲指示書等の文書について、左記の取扱いとしているか。		
18 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成等	① 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しなければならない。 ※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、利用者の心身の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(17))	条例第15号 第25条	▲定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
②	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画におけるサービスを提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められたサービスが提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。 ※ 利用者を担当する介護支援専門員に対しては、適宜、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を報告し、緊密な連携を図ること。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(17))		▲定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、左記の取扱いとしているか。		
③	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、保健師、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント(利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。)の結果を踏まえ、作成しなければならない。 ※ サービスは、介護と看護が一体的に提供されるべきものであることから、医師の指示に基づく訪問看護サービスの利用者はもとより、訪問看護サービスを利用しない者であっても、保健師、看護師又は准看護師による定期的なアセスメント及びモニタリングを行わなければならないこととしたものである。ここでいう「定期的に」とは、概ね1月に1回程度行われることが望ましいが、当該アセスメント及びモニタリングを担当する保健師、看護師又は准看護師の意見や、日々のサービスの提供により把握された利用者の心身の状況等を踏まえ、適切な頻度で実施するものとする。なお、訪問看護サービスの利用者に対する定期的なアセスメント及びモニタリングについては、日々の訪問看護サービス提供時に併せて行うことで足りるものである。 ※ アセスメント及びモニタリングを担当する保健師、看護師又は准看護師については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であることが望ましいが、当該事業者が実施する他の事業に従事する保健師、看護師又は准看護師により行われることも差し支えない。この場合において、当該保健師、看護師又は准看護師は、計画作成責任者から必要な情報を得た上で、サービスの趣旨を踏まえたアセスメント及びモニタリングを行う必要があることから、在宅の者に対する介護又は看護サービスに従事した経験を有する等、要介護高齢者の在宅生活に関する十分な知見を有している者であって、当該事業所の所在地の日常生活圏域内で他の事業に従事している等、利用者の当該地域における生活の課題を十分に把握できる者でなければならない。また、当該アセスメント及びモニタリングに従事した時間については当該他の事業における勤務時間とはみなされないことに留意すること。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(17))		▲定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、左記の取扱いとしているか。		
④	訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、①に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。		▲定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、左記の取扱いとしているか。		
⑤	計画作成責任者が常勤の保健師又は看護師でない場合には、常勤の保健師又は看護師は、④の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、⑥に規定する利用者又は		▲定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たり、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	その家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行わなければならない。				
	⑥ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。		▲定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たり、左記の取扱いとしているか。		
	⑦ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付しなければならない。		▲定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際、左記の取扱いとしているか。		
	⑧ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握及び目標の達成状況の評価を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行うものとする。		▲定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更について、左記の取扱いとしているか。		
	⑨ ①～⑦の規定は、⑧に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更について準用する。		▲定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更について、左記の取扱いとしているか。		
	⑩ 訪問看護サービスを行う看護師等(准看護師を除く。)は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。		▲訪問看護報告書について、左記の取扱いとしているか。		
	※ 訪問看護報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいい、当該報告書の記載と先に主治医に提出した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(当該計画を17④において診療記録の記載をもって代えた場合を含む。)の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこととする。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(17))				
	⑪ 常勤の保健師又は看護師は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。		▲訪問看護報告書について、左記の取扱いとしているか。		
	⑫ 17④の規定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。)及び訪問看護報告書の作成について準用する。		▲定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書について、左記の取扱いとしているか。		
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	① 事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対するサービス(随時対応サービスを除く。)の提供をさせてはならない。	条例第15号第26条	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
20 利用者に関する本市等への通知	① 事業者は、サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市及び当該利用者の保険者に通知しなければならない。 一 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	条例第15号第27条	▲左記の場合、本市等に通知しているか。		

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
21 緊急時等の対応	①	従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	条例第15号 第28条	▲緊急時等の場合、左記の取扱いとしているか。		
	②	①の従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。		▲緊急時等の場合、左記の取扱いとしているか。		
22 管理者等の責務	①	事業所の管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。	条例第15号 第29条	▲管理者について、左記の取扱いとしているか。		
	②	事業所の管理者は、当該事業所の従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。		▲管理者について、左記の取扱いとしているか。		
	③	計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行うものとする。		▲計画作成責任者について、左記の取扱いとしているか。		
23 運営規程	①	事業者は、事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容	条例第15号 第30条	▲運営規程について、左記の取扱いとしているか。		
		※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、規則第18号において置くべきとされている員数を満たす範囲において「〇人以上」と記載することも差し支えない。(重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。) (平18老計発0331004他 第3の一の4(21))				
		三 営業日及び営業時間				
		※ 営業日は365日と、営業時間は24時間と記載すること。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(21))				
		四 サービスの内容及び利用料その他の費用の額				
		※ 「利用料」としては、法定代理受領サービスであるサービスに係る利用料(1割負担、2割負担又は3割負担)及び法定代理受領サービスでないサービスの利用料を、「その他の費用の額」としては、13③により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(21))				
		五 通常の事業の実施地域				
		※ 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。 ※ 通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。 ※ 通常の事業の実施地域については、事業者が任意に定めるものであるが、地域密着型サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、市町村が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めることが適当であること。さらに、事業所所在地の市町村の同意を得て事業所所在地以外の他の市町村から指定を受けた場合には、当該他の市町村の一部の日常生活圏域を事業の実施地域の範囲に加えることもあること。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(21))				
		六 個人情報の取扱い				
		七 緊急時等における対応方法				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	八 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 九 地域との連携等 十 虐待の防止のための措置に関する事項 ※ 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（虐待等）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。 （平18老計発0331004他 第3の一の4(21)）				
	十一 その他運営に関する重要事項				
24 勤務体制の確保等	① 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 （平18老計発0331004他 第3の一の4(22)）	条例第15号 第31条	▲勤務体制について、左記の取扱いとしているか。		
	② 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、事業所が適切にサービスを利用者に提供する体制を構築しており、他の訪問介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所又は訪問看護事業所（以下「訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、事業の一部を当該他の訪問介護事業所等との契約に基づき、当該他の訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。 ※ 事業所の従業者とは、雇用契約、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指すものであること。なお、訪問看護サービスに従事する看護師等又は社会福祉士及び介護福祉士の規定に基づき、同法施行規則第1条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者（同法に規定する紹介予定派遣又は同法第40条の2第1項第三号又は第四号に該当する場合を除く。）であってはならないこと。 ※ 当該事業所の従業者によってサービスを提供すべきであるが、地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、サービスの実施を可能とする観点から、地域の訪問介護事業所等に対して、定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスの事業の一部を委託することができることとしたものである。この場合において、「事業の一部」の範囲については市町村長が判断することとなるが、同一時間帯において、全ての利用者に対する定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスの全てを委託してはならないという趣旨であることに留意すること。したがって、事業所が定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスのいずれも提供しない時間帯が生じることは認められないこと。 なお、事業の一部委託に当たっては契約に基づくこととし、当該契約において、当該委託業務に要する委託料並びに利用者に関する情報の取扱い方法、委託するサービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行うこと。 （一部委託の例） イ 利用者50人を担当する事業所が、事業所の所在地と一定以上の距離を有する地域に居住する利用者10人に係る定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービスを当該利用者が居住する地域に所在する訪問介護事業所に委託		▲従業者によるサービス提供について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	ロ 深夜帯における随時対応サービス及び随時訪問サービスを、夜間対応型訪問介護事業所に委託（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は定期巡回サービスを実施） （平18老計発0331004他 第3の一の4(22)）				
	③ ②の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の事業所の間の契約に基づき、当該複数の事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。 ※ 随時対応サービスに限り、複数の事業所の間での一体的実施ができることとしたものである。 この場合において、一体的実施ができる範囲について市町村・都道府県を越えることを妨げるものではなく、随時対応サービスが単なる通報受け付けサービスではないことを踏まえ、それぞれの事業所における利用者情報（提供されている具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）、事業所周辺の医療機関の情報、随時の気象状況や道路状況等、当該事業所が随時対応サービスを行うために必要な情報が随時把握されており、かつ、平均的な随時対応件数を踏まえて適切な体制が確実に確保されており、利用者の心身の状況に応じて必要な対応を行うことができる場合に認められるものであること。 なお、一体的実施に当たっては同一法人の事業所間に限らず、別法人の事業所間でも認められるものであるが、この場合、契約に基づくこととし、当該契約において、当該業務に要する委託料及び当該委託業務に要する委託料並びに利用者に関する情報の取扱い方法、随時訪問サービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行うこと。 なお随時対応サービスの一体的実施により、随時対応サービスを行わない事業所は、当該時間帯における定期巡回サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスについては、実施しなければならないこと。 （平18老計発0331004他 第3の一の4(22)）		▲随時対応サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	④ 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。		▲従業員の研修について、左記の取扱いとしているか。		
	⑤ 事業者は、適切なサービスを提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 ※ 事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 ※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容のうち、特に留意すべき内容は以下のとおり。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 （平18老計発0331004他 第3の一の4(22)）		▲職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のため左記の措置を講じているか。		
25 業務継続計画の策定等	① 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措	条例第15号 第31条の2	▲業務継続計画の策定について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	置を講じなければならない。 ※ 事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業員に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。 ※ なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。 ※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 （平18老計発0331004他 第3の一の4(23)）				
	② 事業者は、従業員に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。 ※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 （平18老計発0331004他 第3の一の4(23)）		▲左記の研修及び訓練を実施しているか。		
	③ 事業者は、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うものとする。		▲業務継続計画の見直しについて、左記の取扱いとしているか。		
26 衛生管理等	① 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。	条例第15号 第32条	▲衛生管理について、左記の取扱いとしているか。		
	② 事業者は、事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。 ※ 事業者は、従業員が感染源となることを予防し、また従業員を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。 （平18老計発0331004他 第3の一の4(24)）		▲衛生管理について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	③ 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。		▲衛生管理について、左記の取扱いとしているか。		
	※ ③の措置については、具体的には以下のとおりとする。 各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（「以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 （※） 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 また、感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照。 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 （平18老計発0331004他 第3の一の4(24)）				
27 掲示	① 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下「重要事項」という。)を掲示しなければならない。 ※ 事業者は、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる以下の重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したもの。 ・運営規程の概要 ・従業員の勤務体制 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） なお、次に掲げる点に留意する必要がある。 イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ 従業員の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ハ 施行規則第140条の44各号に掲げる基準に該当する事業者については、介護サービス情報制度における報告義務の対象でないことから、ウェブサイトへの掲載を行うことが望ましいこと。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も同条1項の規定による掲示を行う必要があるが、これを同条2項等の規定による措置に変えることができる。 （平18老計発0331004他 第3の一の4(25)）	条例第15号 第33条	▲重要事項の掲示について、左記の取扱いとされているか。		
	② 事業者は、重要事項を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、①に規定する掲示に代えることができる。 ※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該事業所内に備え付けることで①の掲示に代えることができることを規定したものである。 （平18老計発0331004他 第3の一の4(25)）		▲重要事項の掲示について、左記の取扱いとされているか。		
	③ 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 ※ 事業者は、原則として、重要事項を当該事業者のウェブサイトに掲載しなければならないことを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。 （平18老計発0331004他 第3の一の4(25)）		▲重要事項の掲示について、左記の取扱いとされているか。		

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
28 秘密保持等	①	事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	条例第15号第34条	▲秘密保持等について、左記の取扱いとしているか。		
	②	事業者は、事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。		▲秘密保持等について、左記の取扱いとしているか。		
	※ 具体的には、事業者は、当該事業所の従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者その他の従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(26))					
	③	事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。		▲利用者等の個人情報について、左記の取扱いとしているか。		
	※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(26))					
29 広告	①	事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。	条例第15号第35条	▲広告をする場合、左記の取扱いとしているか。		
30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	①	事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	条例第15号第36条	▲利益供与の禁止について、左記の取扱いとしているか。		
31 苦情処理	①	事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	条例第15号第37条	▲苦情への対応について、左記の取扱いとしているか。		
	※ 「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等である。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、27③に準ずるものとする。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(28))					
	②	事業者は、①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。		▲苦情の記録について、左記の取扱いとしているか。		
		※ 利用者及びその家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。 ※ 事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行う必要がある。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(28))				
	③	事業者は、提供したサービスに関し、法第23条の規定により本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助		▲苦情に関する本市の調査等について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。				
	④ 事業者は、本市からの求めがあった場合には、③の改善の内容を本市に報告しなければならない。		▲本市から求めがあった場合、左記の取扱いとしているか。		
	⑤ 事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。		▲苦情に関する国保連の調査等について、左記の取扱いとしているか。		
	⑥ 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。		▲国保連から求めがあった場合、左記の取扱いとしているか。		
32 地域との連携等	① 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、本市の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対してサービスの提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。 ※ 介護・医療連携推進会議は、事業所が、利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ること及び当該会議において、地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。 ※ 地域住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が、地域の医療関係者とは、郡市区医師会の医師等、地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等が考えられる。 ※ 介護・医療連携推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の介護・医療連携推進会議を合同で開催して差し支えない。 イ 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ロ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。 ハ 合同で開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議の開催回数の半数を超えないこと。 ニ ②の※の外部評価を行う介護・医療連携推進会議は、単独で開催すること。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(29))	条例第15号第38条	▲介護・医療連携推進会議について、左記の取扱いとしているか。		
	② 事業者は、①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 ※ 事業所は、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うとともに、当該自己評価結果について、介護・医療連携推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意すること。		▲介護・医療連携推進会議の記録について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	イ 自己評価は、事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。 ロ 外部評価は、介護・医療連携推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。 ハ このようなことから、介護・医療連携推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要であること。 ニ 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられるが、法人のホームページへの掲載、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」の利用、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。 ホ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成24年度老人保健健康増進等事業「定期巡回・随時対応サービスにおける自己評価・外部評価の在り方に関する調査研究事業」（一般社団法人二十四時間在宅ケア研究会）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うこと。 （平18老計発0331004他 第3の一の4(29)）				
③	事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ※ 「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。 （平18老計発0331004他 第3の一の4(29)）		▲本市が実施する事業について、左記の取扱いとしているか。		
④	事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、サービスの提供を行わなければならない。 ※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者にサービスを提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないう、2の①の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて市町村が条例等を定める場合や、地域密着型サービス運営委員会等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。 （平18老計発0331004他 第3の一の4(29)）		▲事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者以外の者に対して、左記の取扱いとしているか。		
⑤	事業者は、介護・医療連携推進会議の開催についてテレビ電話装置等を活用することができる。ただし、利用者等が当該介護・医療連携推進会議に参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。 ※ 介護・医療連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ		▲テレビ電話装置等を活用する場合、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。 なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(29))				
33 事故発生時の対応	①	事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の保険者及び家族並びに当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	条例第15号第39条	▲事故が発生した場合、左記の取扱いとしているか。	
		※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましいこと。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(30)) ※ 事故発生時の対応は、条例の他「介護サービスの提供により事故等が発生した場合の宇治市への報告に関する要項」により行うこと。			
	②	事業者は、①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。		▲事故の記録について、左記の取扱いとしているか。	
		※ 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(30))			
	③	事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。		▲損害賠償について、左記の取扱いとしているか。	
		※ 事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(30))			
34 虐待の防止		事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	条例第15号第39条の2	▲虐待の発生、再発の防止に関して、左記の取扱いとしているか。	
		※ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 ・虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、条例第15号第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ・虐待等の早期発見 事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事			

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号） 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ② 虐待の防止のための指針（第2号） 事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修（第3号） 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実 ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号） 事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げ				

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
		る措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 (平18老計発0331004他 第3の一の4(31))				
35 会計の区分	①	事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 ※ 具体的な会計処理の方法等については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平13老振18）、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平24老高発0329第1号）、「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平12老計8）による。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(32))	条例第15号第40条	▲会計の区分について、左記の取扱いとしているか。		
36 記録の整備	①	事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	条例第15号第41条	▲記録について、左記の取扱いとしているか。		
	②	事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 二 12②の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 17②に規定する主治の医師による指示の文書 四 18⑩に規定する訪問看護報告書 五 16①の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 六 20①の規定による本市等への通知に係る記録 七 31②の規定による苦情の内容等の記録 八 33②の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ※ 事業所が保険医療機関である場合は、整備すべき記録のうち、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画、指示書及び訪問看護報告書については、診療録及び診療記録の保存でも差し支えない。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(33))		▲記録の保存について、左記の取扱いとしているか。		
	③	事業者は、13に規定する利用料等の受領に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。		▲記録の保存について、左記の取扱いとしているか。		
37 適用除外	①	連携型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第8条第15項第2号に該当するものをいう。)の事業を行う者(以下「連携型事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「連携型事業所」という。)ごとに置くべき従業者については、2の1①五の規定は適用しない。	条例第15号第42条	▲連携型事業者について、左記の取扱いとしているか。		
	②	連携型事業者については、17、18④(18⑨において準用する場合を含む。)、18⑤(18⑨において準用する場合を含む。))及び18⑩が		▲連携型事業者について、左記の取扱いとしているか。		

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
		ら18⑫まで並びに36②三及び四の規定は適用しない。				
	③	連携型事業者が連携型事業所ごとに置くべき従業者の職種及び員数については、2の1①五並びに2の3③、④及び⑥の規定は適用しない。	規則第18号第9条	▲連携型事業者について、左記の取扱いとしているか。		
38 訪問介護事業者との連携	①	連携型事業者は、連携型事業所ごとに、当該連携型事業所の利用者に対して訪問看護の提供を行う事業者(以下「訪問看護事業者」という。)と連携しなければならない。 ※ 連携型サービスの事業を実施する場合は、地域の訪問看護事業所との連携を図ることとされており、この連携を行う訪問看護事業所については、指定申請時においては地域の訪問看護事業所から任意に選定することになるが、事業開始以降、訪問看護を利用しようとする利用者が当該訪問看護事業所からのサービス提供を受けることを選択しない場合は、当該利用者が選択した訪問看護事業所との連携が必要となることとしたものである。 (平18老計発0331004他 第3の一の5(2))	条例第15号第43条	▲連携型事業所ごとに、左記の取扱いとしているか。		
	②	連携型事業者は、連携する訪問看護事業者(以下「連携訪問看護事業者」という。)との契約に基づき、当該連携訪問看護事業者から、次の各号に掲げる事項について必要な協力を得なければならない。 一 18③に規定するアセスメント 二 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保 三 介護・医療連携推進会議への参加 四 その他連携型サービスの提供に当たって必要な指導及び助言 ※ 連携型事業所は、連携訪問看護事業所との契約に基づき、次に掲げる事項について必要な協力をしなければならないこととしたものである。なお、当該連携に要する経費については、連携型事業所と連携訪問看護事業所との間の契約に基づく委託料として、両者の合意の下、適切に定めること。 イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっての、看護職員によるアセスメント及びモニタリングの実施 ロ 随時対応サービスの提供に当たって、看護職員による対応が必要と判断された場合に確実に連絡が可能な体制の確保 ハ 介護・医療連携推進会議への参加 ニ その他必要な指導及び助言 なお、イについては、連携訪問看護事業所の利用者に関しては、訪問看護の提供時に把握した利用者の心身の状況について情報共有を図ることとで足りるほか、連携訪問看護事業所の利用者以外に関しても、連携訪問看護事業所の職員が必ず行わなければならないものではなく、連携型事業所のオペレーターとして従事する保健師、看護師又は准看護師や、当該連携型事業者が実施する他の事業に従事する保健師、看護師又は准看護師により実施することも差し支えない。この場合において、当該アセスメント及びモニタリングの結果については連携訪問看護事業所に情報提供を行わなければならないこと(連携型事業者が実施する他の事業に従事する者が行う場合の取扱いについては、18③※も併せて参照すること。) (平18老計発0331004他 第3の一の5(2))		▲連携する連携訪問看護事業者との契約に基づき、左記の取扱いとしているか。		
39 電磁的記録について	①	事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項目において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるものと並び②に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で	条例第15号第202条	▲電磁的記録について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 ※ 電磁的記録について 条例第15号第202条第1項は、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この条例で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。 (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (3) その他、条例第15号第202条第1項及において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。 (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 (平18老計発0331004他 第5の1)				
②	事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得た場合に限り、書面により行うことに代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。 ※ 電磁的方法について 条例第15号第202条第2項は、利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである (1) 電磁的方法による交付は、条例第15号第8条第2項、第3項及規則第18号第1項から第3号までの規定に準じた方法によること。 (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする こと。 (3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする こと。 (4) その他、条例第15号第202条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 (5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		▲電磁的方法について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	(平18老計発0331004他 第5の2)				

5 変更の届出等

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 変更の届出等	① 地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他施行規則第131条の13で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該地域密着型サービスの事業を再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。	法第78条の5	▲変更届について、左記の取扱いとしているか。		

6 サービス費用算定に関する基準

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 基本的事項	一 地域密着型サービスに要する費用の額は、平18厚告126別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定するものとする。 ※ 事業者が事業所ごとに所定単位数よりも低い単位数を設定する旨を事前に市町村に届け出た場合はこの限りではない。 (平12老企39) 二 地域密着型サービスに要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」(平27厚告93)に平18厚告126別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。 ※ 1単位の単価は、10円に事業所が所在する地域区分及びサービス種類に応じて定められた割合を乗じて得た額とする。 (平27厚告93) 三 一、二の規定により地域密着型サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。 ※ 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。この計算の後、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和年厚生労働省告示第73号）附則第12条に規定する単位数（令和3年9月30日までの上乗せ分）の計算を行う場合は、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行うが、小数点以下の端数処理の結果、上乗せされる単位数が1単位に満たない場合は、1単位に切り上げて算定する。算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードを基本として作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。 (平18老計発0331005他 第2の1(1))	平18厚告126	▲左記により算定しているか。 ▲左記により算定しているか。 ▲左記により計算しているか。		
2 算定基準	一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）(1月につき) イ 訪問看護サービスを行わない場合 サービスを行う事業所の従業者が、利用者に対し、サービス(連携型サービス及び夜間にのみ行うものを除く。以下イ及びロにおいて同じ。)を行った場合(訪問看護サービスを行った場合を除く。)に、利用者の要介護状態区分に応じて、1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。	平18厚告126 別表の1 イ 注1、2	▲左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	ロ 訪問看護サービスを行う場合 事業所の従業者が、通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者を除く。)に対して、サービスを行った場合(訪問看護サービスを行った場合に限る。)に、利用者の要介護状態区分に応じて、1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、准看護師が訪問看護サービスを行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定する。				
	※ 厚生労働大臣が定める疾病等 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態。 (平27厚告94 三十二)				
	※ 「通院が困難な利用者」について 「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通院サービスを優先すべきということである。 訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)は「通院が困難な利用者」に対して算定することとされているが、通院の可否にかかわらず、療養生活を送る上での居宅での支援が不可欠な者に対して、ケアマネジメントの結果、訪問看護サービスの提供が必要と判断された場合は訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)を算定できるものである。 ※ 訪問看護指示の有効期間について 訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)は、主治の医師の判断に基づいて交付された指示書の有効期間内に訪問看護サービスを行った場合に算定する。 ※ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置付けのものである。 なお、言語聴覚士による訪問において提供されるものは、看護業務の一部として提供するものであるため、言語聴覚士の業務のうち保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)の規定にかかわらず業とすることができるとされている診療の補助行為(言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第42条第1項)に限る。 ※ 末期の悪性腫瘍の患者等の取扱いについて 末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等(厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号。以下「利用者等告示」という。)第4号を参照のこと。)の患者については、医療保険の給付の対象となるものであり、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型看護費(Ⅰ)は算定しない。なお、月途中から医療保険の給付の対象となる場合又は月途中から医療保険の給付の対象外となる場合には、医療保険の給付の対象となる期間に応じて日割り計算を行うこととする(具体的な計算方法については、主治の医師の特別な指示があった場合の取扱いに準じることとするので、13※を参照されたい。)。なお、医療保険の給付の対象となる期間については、主治の医師による指示に基づくものとする。 ※ 居宅サービス計画上准看護師の訪問が予定されている場合に准看護師以外の看護師等により訪問看護サービスが行われた場合の取扱い				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師以外の看護師等が訪問する場合については、所定単位数に100分の98を乗じて得た単位数を算定すること。 また、居宅サービス計画上、准看護師以外の看護師等が訪問することとされている場合に、准看護師が訪問する場合については、准看護師が訪問する場合の単位数(所定単位数の100分の98)を算定すること。 (平18老計発0331005他 第2の2(3))				
二	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ)(1月につき) 連携型事業所の従事者が、利用者に対し、サービス(連携型サービスに限る。)を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。	平18厚告126 別表の1 ロ 注3	▲左記により算定しているか。		
三	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ) 事業所の従業者が、利用者に対し、サービス(夜間にのみ行うものに限る。)を行った場合に、次に掲げる区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。 (1) 基本夜間訪問サービス費(1月につき利用者に対して、オペレーターに通報できる端末機器を配布し、利用者からの通報を受けることができる体制を整備している場合 (2) 定期巡回サービス費(1回につき)利用者に対して、事業所の訪問介護員等が、定期巡回サービスを行った場合 (3) 随時訪問サービス費(Ⅰ)(1回につき利用者に対して、事業所の訪問介護員等が、随時訪問サービスを行った場合 (4) 随時訪問サービス費(Ⅱ)(1回につき次のいずれかに該当する場合において、1人の利用者に対して2人の事業所の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て、随時訪問サービスを行った場合 (一) 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 (二) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 (三) 長期間にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合 (四) その他利用者の状況等から判断して、(一)から(三)までのいずれかに準ずると認められる場合	平18厚告126 別表の1 ロ 注4	▲左記により算定しているか。		
	※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)は、基本夜間訪問サービス、定期巡回サービス及び随時訪問サービスを一括して提供しなければならないものであるが、利用者はケアコール端末(3の1の③)に規定する利用者が援助を必要とする状態になったときに適切にオペレーターに通報できる端末機器をいう。)を有していることが条件となる。したがって、ケアコール端末を持たず、定期巡回サービスのみの利用であれば、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)に含まれず、通常の指定訪問介護を利用していることとなる。 ※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)を提供する時間帯は各事業所において設定することとなるが、夜間におけるサービス提供という性格を踏まえ、22時から6時までの間は最低限含むものとする。なお、8時から18時までの時間帯を含むことは認められないものであり、この間の時間帯については、必要に応じて指定訪問介護を利用することとなる。				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	※ 定期巡回サービスの提供回数については、特に要件は設けておらず、事業者と利用者との間で取り決められるものである。 ※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）は、随時対応サービスに相当する部分のみを基本夜間訪問サービス費として1月当たりの定額とする一方、定期巡回サービス又は随時訪問サービスについては出来高としたものである。基本夜間訪問サービス費については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）を利用する者すべてについて、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの利用の有無を問わず算定することができる。また、定期巡回サービス費及び随時訪問サービス費については、サービス提供の時間帯、1回当たりの時間の長短、具体的なサービスの内容等にかかわらず、1回の訪問ごとに所定の単位数を算定することとなる。 ※ 2人の訪問介護員等による随時訪問サービスについて、随時訪問サービス（Ⅱ）が算定される場合のうち、(4)の(一)の場合としては、体重が重い利用者に排せつ介助等の重介護を内容とする訪問介護を提供する場合等が該当し、(4)の(三)の場合としては、利用者の心身の状況等により異なるが、1つの目安としては1月以上定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない者からの通報を受けて随時訪問サービスを行う場合が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために2人の訪問介護員等によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き随時訪問サービス費（Ⅱ）は算定されない。 (平18老計発0331005他 第2の2(4))				
	※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）の(2)又は(3)若しくは(4)を算定する場合を除く）を算定する場合については、月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合には、所定単位数を日割り計算して得た単位数を算定する。 なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している間は、当該利用者に係る、他の訪問サービスのうち、訪問介護費（通院等乗降介助に係るものを除く。）、訪問看護費（連携型サービスを利用している場合を除く。）及び夜間対応型訪問介護費（以下「訪問介護費等」という。）は算定しないものとし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）を算定している間は、当該利用者に係る、他の訪問サービスのうち、夜間対応型訪問介護費は算定しないものとする。この場合において、サービスの利用を開始した初日における当該利用開始時に以前に提供されたサービスに係る訪問介護費等及び利用終了日における当該利用終了時以後に提供されたサービスに係る訪問介護費等は算定できるものとする。 (平18老計発0331005他 第2の2(1))				
3 高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 指定地域密着型サービス基準第3条の38の2に規定する基準に適合していること。 (平27厚告95 四十四の六) ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、条例第15号第39条の2に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。 (平18老計発0331005他 第2の2(5))	平18厚告126 別表の1 注5	▲高齢者虐待防止措置未実施減算について、左記により算定しているか。		
4 業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 ※ 令和7年3月31日までは適用しない。	平18厚告126 別表の1 注6	▲業務継続計画未策定減算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	※ 厚生労働大臣が定める基準 指定地域密着型サービス基準第3条の30の2第1項に規定する基準に適合していること。 (平27厚告95 四十四の七) ※ 業務継続計画未策定減算については、条例第15号第31条の2に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。 なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。 (平18老計発0331005他 第2の2(6))				
5 通所系サービスを利用した場合の取扱い	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護（以下「通所介護等」という。）を受けている利用者に対して、サービス（2三の所定単位数を算定する場合を除く。）を行った場合は、通所介護等を利用した日数に、1日当たり次に掲げる単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算する。 一 2一イ又は2二の所定単位数を算定する場合 (1) 要介護1 62単位 (2) 要介護2 111単位 (3) 要介護3 184単位 (4) 要介護4 233単位 (5) 要介護5 281単位 二 2一口の所定単位数を算定する場合 (1) 要介護1 91単位 (2) 要介護2 141単位 (3) 要介護3 216単位 (4) 要介護4 266単位 (5) 要介護5 322単位 ※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者が、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護（以下「通所系サービス」という。）又は短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合に限る。）、短期利用特定施設入居者生活介護、地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合に限る。）（以下「短期入所系サービス」という。）を利用した場合の取扱いについては、次のとおりとする。 ① 通所系サービス 所定単位数から、当該月の通所系サービスの利用日数に上記に定める単位数を乗じて得た単位数を減じたものを、当該月の所定単位数とする。 ② 短期入所系サービス 14の※②参照 (平18老計発0331005他 第2の2(2))	平18厚告126 別表の1 注7	▲通所系サービス及び短期入所系サービスの利用者にサービスを行った場合、左記により算定しているか。		
6 事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（同一建物等）に居住する利用者に対する取扱い	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、サービスを行った場合は、2一又は2二については1月につき600単位を所定単位数から減算し、2三については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービスを行った場合は、2一又は2二については1月につき900単位を所	平18厚告126 別表の1 注8	▲事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物に居住する利用者に対して、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	定単位数から減算し、2三については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。 ※ 同一敷地内建物等の定義 「同一敷地内建物等」とは、当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合などが該当し、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。 ※ 当該減算は、事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。 （同一敷地内建物等に該当しないものの例） ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 ※ 同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該事業所の事業者と異なる場合であっても該当するものであること。 ※ 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義 イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。 ロ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。 ※ 2三における基本夜間訪問サービス費については、本減算の適用を受けないこと。 （平18老計発0331005他 第2の2(7)）				
7 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の従業者がサービスを行った場合は、特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算として、2一又は2二については1月につき、2三については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。 ※ 区分支給限度基準額の算定対象外 ※ 厚生労働大臣が定める地域 - 一 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域 - 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島 - 三 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村 - 四 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島 - 五 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島 - 六 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19				
		平18厚告126別表の1注9	▲特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	号) 第2条第1項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、法第41条第1項に規定する指定居宅サービス及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス並びに同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援及び同法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援並びに同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス及び同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であつて、厚生労働大臣が別に定めるも (平24厚告120) ※ 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算について 「その一部として使用される事務所」とは、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等(以下「サテライト事業所」という。)とし、例えば、本体の事業所が離島等以外に所在し、サテライト事業所が離島等に所在する場合、本体事業所を業務の本拠とする従業者によるサービスは加算の対象とならず、サテライト事業所を業務の本拠とする従業者によるサービスは加算の対象となるものであること。 サテライト事業所のみが離島等に所在する場合には、当該サテライト事業所を本拠とする従業者を明確にするとともに、当該サテライト事業所からの提供した具体的なサービスの内容等の記録を行い、管理すること。 (平18老計発0331005他 第2の2(8))				
8 厚生労働大臣が定める施設基準に適合する事業所等の従業者がサービスを行った場合	別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の従業者がサービスを行った場合は、2一又は2二については1月につき、2三については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算 ※ 区分支給限度基準額の算定対象外 ※ 厚生労働大臣が定める地域 次の1から6で厚生労働大臣が別に定める地域において、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平27厚告93)第2号のその他の地域であつて、次のイからホのいずれかに該当する地域のうち厚生労働大臣が定める地域(平24厚告120)に規定する地域を除いた地域 - 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平12厚告19)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。) ① 訪問介護費の注12 ② 訪問入浴介護費の注6 ③ 訪問看護費の注8 ④ 訪問リハビリテーションの注4 ⑤ 居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)及び(2)の注3並びにホ(1)から(3)までの注3 ⑥ 福祉用具貸与費の注2 - 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平12年厚告20)別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表(以下「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」という。) ① 居宅介護支援費の注1、注2及び注5 - 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平18厚告126)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。) ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注7 ② 夜間対応型訪問介護費の注5 ③ 小規模多機能型居宅介護費の注8 ④ 複合型サービス費の注7 - 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平18厚告127)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)	平18厚告126 別表の1 注10	▲厚生労働大臣が定める施設基準に適合する事業所等の従業者がサービスを行った場合について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	① 介護予防訪問入浴介護費の注6 ② 介護予防訪問看護費の注7 ③ 介護予防訪問リハビリテーション費の注4 ④ 介護予防居宅療養管理指導費のイ (1) 及び (2) の注4、ロ (1) から (3) までの注3、ハ (1) 及び (2) の注5、ニ (1) 及び (2) の注3並びにホ (1) から (3) までの注3 ⑤ 介護予防福祉用具貸与費の注2 5 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平18厚告128)別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 (以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。) ① 介護予防小規模多機能型居宅介護費の注8 6 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準 (令和3年厚告第72号) 別表単位数表 ① 訪問型サービス費の注5 イ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯 ロ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地 ハ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ニ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域 ホ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和3年法律第19号) 第2条第1項に規定する過疎地域 (平21厚告83 一)				
	※ 厚生労働大臣が定める施設基準 1月当たり実利用者数が5人以下の事業所であること。 (平27厚告96 二十六)				
	※ 7※特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算についてを参照のこと。 ※ 実利用者数は前年度(3月を除く。)の1月当たりの平均実利用者数をいうものとする。 ※ 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始、又は再開した事業所を含む。)については、直近の3月における1月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。 平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の利用者数を上回った場合については、直ちに第1の5(加算等がされなくなる場合の届出)の届出を提出しなければならない。 ※ 当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。 (平18老計発0331005他 第2の2(9))				
9 厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービスを行った場合	事業所の従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービスを行った場合は、2一又は2二については1月につき、2三については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。 ※ 区分支給限度基準額の算定対象外	平18厚告126 別表の1 注11	▲厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、左記の取扱いとしているか。		
	※ 厚生労働大臣が定める地域 次の1から4で厚生労働大臣が別に定める地域において、次のイからヌのいずれかに該当する地域 1 指定居宅サービス介護給付費単位数表 ① 訪問介護費の注13 ② 訪問入浴介護費の注7 ③ 訪問看護費の注9 ④ 訪問リハビリテーション費の注5 ⑤ 居宅療養管理指導費のイ (1) 及び (2) の注5、ロ (1) から (3) までの注4、ハ (1) 及び (2) の注6、ニ (1) 及び (2) の注4並びにホ (1) から (3) までの注4				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	⑥ 通所介護費の注7 ⑦ 通所リハビリテーション費の注6 ⑧ 福祉用具貸与費の注3 2 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 ① 居宅介護支援費の注6 3 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注8 ② 夜間対応型訪問介護費の注6 ③ 認知症対応型通所介護費の注5 ④ 小規模多機能型居宅介護費の注9 ⑤ 複合型サービス費の注8 ⑥ 地域密着型通所介護費の注9 4 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 ① 介護予防訪問入浴介護費の注7 ② 介護予防訪問看護費の注8 ③ 介護予防訪問リハビリテーション費の注5 ④ 介護予防居宅療養管理指導費のイ (1) 及び (2) の注5、ロ (1) から (3) までの注4、ハ (1) 及び (2) の注6、ニ (1) 及び (2) の注4並びにホ (1) から (3) までの注4 ⑤ 介護予防通所リハビリテーション費の注2 ⑥ 介護予防福祉用具貸与費の注3 5 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 ① 介護予防認知症対応型通所介護費の注5 ② 介護予防小規模多機能型居宅介護費の注9 6 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚告第72号）別表単位数表 ① 訪問型サービス費の注6 ② 通所型サービス費の注2 イ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ロ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島 ハ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯 ニ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地 ホ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村 ヘ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島 ト 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域 チ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域 リ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域 ス 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島 （平21厚告83 二）				
	※ 9の加算を算定する利用者については、4の13③に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。 （平18老計発0331005他 第2の2(10)）				
10 緊急時訪問看護加算	2一ロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所（連携型事業所を除く。以下「一体型事業所」という。）が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、緊急時訪問看護加算として、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	平18厚告126別表の1注12	▲緊急時訪問看護加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	(1) 緊急時訪問看護加算(Ⅰ) 325単位 (2) 緊急時訪問看護加算(Ⅱ) 315単位				
	※ 区分支給限度基準額の算定対象外				
	※ 厚生労働大臣が定める基準 イ 緊急時訪問看護加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。 (2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。 ロ 緊急時訪問看護加算(Ⅱ) イ(1)に該当するものであること。 (平27厚告95 四十四の八)				
	※ 緊急時訪問看護加算について ① 緊急時訪問看護加算については、利用者又はその家族等からの電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護サービスを受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算する。 ② 緊急時訪問看護加算については、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月の所定単位数に加算するものとする。なお当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における緊急時訪問看護加算及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該看護小規模多機能型居宅介護における緊急時対応加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における24時間対応体制加算は算定できないこと。 ③ 緊急時訪問看護加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。このため、緊急時訪問看護加算に係る訪問看護サービスを受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認すること。 ④ 緊急時訪問看護加算の届出は利用者や居宅介護支援事業所が事業所を選定する上で必要な情報として届け出させること。なお、緊急時訪問看護加算の算定に当たっては、届出を受理した日から算出するものとする。 ⑤ 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における24時間連絡できる体制を充実するため、看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていることを評価するものである。緊急時訪問看護加算(Ⅰ)を算定する場合は、次に掲げる項目のうち、次のア又はイを含むいずれか2項目以上を満たす必要があること。 ア 夜間対応した翌日の勤務間隔の確保 イ 夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続(2回)まで ウ 夜間対応後の暦日の休日確保 エ 夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫 オ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減 カ 電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保 ⑥ ⑤の夜間対応とは、夜間(午後6時から午後10時まで)、深夜(午後10時から午前6時まで)、早朝(午前6時から午前8時まで)において計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問看護サービスや、利用者や家族等からの電話連絡を受けて当該者への指導を行った場合とし、単に勤務時間割表等において夜間の対応が割り振られているが夜間対応がなかった場合は該当しない。また、翌日とは、夜間対応の終了時刻を含む日をいう。 ⑦ ⑤のイの「夜間対応に係る連続勤務が2連続(2回)まで」は、夜間対応の始業時刻から終業時刻までの一連の対応を1回として考える。なお、専ら夜間対応に従事する者は含まないものとする。また、夜間対応と次の夜間対応との間に暦日の休日を挟んだ場合は、休日前までの連続して行う夜間対応の回数を数えることとするが、暦日の休日に夜間対応が発生した場合には当該対応を1回と数えることとし、暦日の休日前までの夜間対応と合算して夜間対応の連続回数を数えること。 エの「夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫」は、単に従業者の希望に応じた夜間対応の調整をする場合等は該当しない。 オの「ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減」は、例え				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	ば、看護記録の音声入力、情報通信機器を用いた利用者の自宅等での電子カルテの入力、医療情報連携ネットワーク等のICTを用いた関係機関との利用者情報共有、ICTやAIを活用した業務管理や職員間の情報共有等であって、業務負担軽減に資するものが想定される。なお、単に電子カルテ等を用いていることは該当しない。カの「電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保」は、例えば、利用者又はその家族等からの看護に関する連絡相談を担当する者からの対応方法等に係る相談を受けられる体制等が挙げられる。 (平18老計発0331005他 第2の2(11))				
11 特別管理加算	2-1ロについて、訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った一体型事業所が、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、特別管理加算として、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の (1) 特別管理加算(Ⅰ) 500単位 (2) 特別管理加算(Ⅱ) 250単位	平18厚告126 別表の1 注13	▲特別管理加算について、左記により算定しているか。		
※ 区分支給限度基準額の算定対象外					
※ 厚生労働大臣が定める状態 次のいずれかに該当する状態 イ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態 ロ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ニ 真皮を越える褥瘡の状態 ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 (平27厚告94 三十三)					
※ 厚生労働大臣が定める区分 特別管理加算(Ⅰ) 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態のイに規定する状態にある者に対してサービスを行う場合 特別管理加算(Ⅱ) 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態のロ、ハ、ニ又はホに規定する状態にある者に対してサービスを行う場合 (平27厚告94 三十四)					
※ 特別管理加算について ① 特別管理加算については、利用者や居宅介護支援事業所が事業所を選定する上で必要な情報として届け出させること。 ② 特別管理加算は、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月に算定するものとする。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できないこと。 ③ 特別管理加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。 ④ 「真皮を越える褥瘡の状態」とは、NPUAP(National Pressure Ulcer of Advisory Panel)分類Ⅲ度若しくはⅣ度又はDESIGN分類(日本褥瘡学会によるもの)D3、D4若しくはD5に該当する状態をいう。 ⑤ 「真皮を越える褥瘡の状態にある者」に対して特別管理加算を算定する場合には、定期的(1週間に1回以上)に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価(褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、					

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	壊死組織、ポケット)を行い、褥瘡の発生部位及び実施したケア(利用者の家族等に行う指導を含む)について訪問看護サービス記録書に記録すること。 ⑥ 「点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態」とは、主治の医師が点滴注射を週3日以上行うことが必要である旨の指示を事業所に行った場合であって、かつ、当該事業所の看護職員が週3日以上点滴注射を実施している状態をいう。 ⑦ ⑥の状態にある者に対して特別管理加算を算定する場合は、点滴注射が終了した場合その他必要が認められる場合には、主治の医師に対して速やかに当該者の状態を報告するとともに、訪問看護サービス記録書に点滴注射の実施内容を記録すること。 ⑧ 訪問の際、病状が重篤であった場合には、速やかに医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行うこととする。 (平18老計発0331005他 第2の2(12))				
12 ターミナルケア加算	2一〇について、在宅で死亡した利用者について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った一体型事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に訪問看護を行っている場合にあっては、1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。)は、ターミナルケア加算として当該利用者の死亡月につき2,500単位を所定単位数に加算する。	平18厚告126別表の1注14	▲ターミナルケア加算について、左記により算定しているか。		
※ 区分支給限度基準額の算定対象外					
※ 厚生労働大臣が定める基準 イ ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問看護を行うことができる体制を整備していること。 ロ 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。 ハ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。 (平27厚告95 四十五)					
※ 厚生労働大臣が定める状態 次のいずれかに該当する状態 イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態 (平27厚告94 三十五)					
※ ターミナルケア加算について ① ターミナルケア加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に算定することとされているが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとする。 ② ターミナルケア加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問					

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算(以下「ターミナルケア加算等」という。)は算定できないこと。 ③ 一の事業所において、死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ1日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算等を算定すること。この場合において他制度の保険によるターミナルケア加算等は算定できないこと。 ④ ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を訪問看護サービス記録書に記録しなければならない。 ア 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録 イ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録 ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録 エ ウについては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応すること。 ⑤ ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができるものとする。 ⑥ ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努めること。 (平18老計発0331005他 第2の2(13))				
13 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い	2一ロについて、一体型事業所の訪問看護サービスを利用しようとする者の主治の医師(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。)が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示を行った場合は、当該指示の日から14日間に限って、2一イに掲げる所定単位数を算定する。	平18厚告126別表の1注15	▲左記の取扱いとしているか。		
	※ 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い 利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示又は特別指示書の交付があった場合は、交付の日から14日間で限度として医療保険の給付対象となるものであり、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)は算定しない。この場合においては日割り計算を行うこととし、日割り計算の方法については、当該月における、当該月の日数から当該医療保険の給付対象となる日数を減じた日数を、サービスコード表の訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)の日割り単価に乗じて得た単位数と、当該医療保険の給付対象となる日数を、サービスコード表の訪問看護サービス利用者以外の利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)の日割り単価に乗じて得た単位数とを合算した単位数を当該月の所定単位数とする。 なお、医療機関において実施する訪問看護の利用者について、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要があつて、医療保険の給付対象となる場合には、頻回の訪問看護が必要な理由、その期間等については、診療録に記載しなければならない。 (平18老計発0331005他 第2の2(14))				
14 短期入所系サービスを利用した場合の取扱い	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は、算定しない。	平18厚告126別表の1注16	▲短期入所生活介護等の利用者にサービスを行った場合、左記の取扱いとしているか。		
	※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者が、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護(以下「通所系サービス」という。)又は短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	(短期利用居宅介護費を算定する場合に限る。)、短期利用特定施設入居者生活介護、地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護(短期利用居宅介護費を算定する場合に限る。)(以下「短期入所系サービス」という。)を利用した場合の取扱いについては、次のとおりとする。 ① 通所系サービス 5の※①参照 ② 短期入所系サービス 短期入所系サービスの利用日数に応じた日割り計算を行う。具体的には、当該月の日数から、当該月の短期入所系サービス利用日数(退所日を除く。)を減じて得た日数に、サービスコード表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業(Ⅰ)又は(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)の(1)の日割り単価を乗じて得た単位数を、当該月の所定単位数とする。 (平18老計発0331005他 第2の2(2))				
15 当該事業所以外の事業所がサービスを行った場合の取扱い	利用者が一の事業所において、サービスを受けている間は、当該事業所以外の事業所がサービスを行った場合に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は、算定しない。	平18厚告126別表の1注17	▲左記の取扱いとしているか。		
16 初期加算	2一及び2二について、サービスの利用を開始した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき30単位を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院の後にサービスの利用を再び開始した場合も、同様とする。	平18厚告126別表の1ニ注	▲初期加算について、左記により算定しているか。		
17 退院時共同指導加算	2一ロについて、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、一体型事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導(当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供することをいう。)を行った後、該当者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者については2回)に限り、600単位を加算する。	平18厚告126別表の1ホ注	▲退院時共同指導加算について、左記により算定しているか。		
※ 「特別な管理を必要とする利用者」については、11を参照のこと。 ※ 退院時共同指導加算の取扱い ① 退院時共同指導加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、事業所の看護師等が退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後、初回の訪問看護サービスを実施した場合に、1人の利用者に当該者の退院又は退所につき1回(厚生労働大臣が定める状態(11※厚生労働大臣が定める状態を参照のこと。))にある利用者について、複数日に退院時共同指導を行った場合には2回)に限り、当該加算を算定できること。この場合の当該加算の算定は、初回の訪問看護サービスを実施した日の属する月に算定すること。 なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できること。 また、退院時共同指導は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその看護に当たる者の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ② 2回の当該加算の算出が可能である利用者(①の厚生労働大臣が定める状態の者)に対して複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は訪問看護ステーションが退院時共同指導を行う場合にあっては、1回ずつの算定も可能である					

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	こと。 ③ 複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等が退院時共同指導を行う場合には、主治の医師の所属する保険医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に対し、他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等における退院時共同指導の実施の有無について確認すること。 ④ 退院時共同指導加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における当該加算は算定できないこと（②の場合を除く）。 ⑤ 退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護サービス記録書に記録すること。 (平18老計発0331005他 第2の2(15))				
18 総合マネジメント体制強化加算	2一及び2二について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) 1,200単位 (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) 800単位 ※ 区分支給限度基準額の算定対象外 ※ 厚生労働大臣が定める基準 イ 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること。 (2) 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること。 (3) 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。 (4) 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。 (5) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。 (二) 地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。 (三) 市町村が実施する法第115条の45第1項第2号に掲げる事業や同条第2項第4号に掲げる事業等に参加していること。 (四) 地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること。 ロ 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) イ(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。 (平27厚告95 四十六) ※ 総合マネジメント体制強化加算について ① 総合マネジメント体制強化加算は、事業所において、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するために、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者	平18厚告126 別表の1へ 注	▲総合マネジメント体制強化加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	が、日常的に共同して行う調整や情報共有等の取組、また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が、地域包括ケアの担い手として、地域に開かれたサービスとなるよう、サービスの質の向上を図りつつ、認知症対応を含む様々な機能を発揮し、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進するため、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価するものである。 ② 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)は、次に掲げるいずれにも該当する場合に算定する。 ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、随時適切に見直しを行っていること。 イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護が地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図るとともに、地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所において提供することができる具体的なサービスの内容等について日常的に情報提供を行っていること。 ウ 利用者及び利用者に関わりのある地域住民や商店等からの日頃からの相談体制を構築し、事業所内外の人（主に独居、認知症の人とその家族）にとって身近な存在となるよう、事業所が主体となって、地域の相談窓口としての役割を担っていること。 エ 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。なお、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行うための取組とは、例えば、利用者となじみの関係のある地域住民や商店等の多様な主体や地域における役割、生きがいなどを可視化したものを作成し、事業所の従業者で共有していることをいう。 オ 次に掲げるいずれかに該当すること ・ 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、事業所において、世代間の交流（障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等の指定を併せて受け、一体的に運営が行われている場合を含む）を行っていること。 ・ 事業所が、地域住民等、当該事業所以外の他の指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者等と共同で、認知症や介護に関する事例検討会、研修会等を定期的に行うこと。 ・ 市町村が実施する通いの場、在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等において、介護予防に資する取組、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所以外のサービス事業所又は医療機関との連携等を行っていること。 ・ 都道府県知事により居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 40 条に定める住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。）の指定を受け、利用者や地域の高齢者等の住宅確保要配慮者の居住支援について、市町村や地域の関係者等と協力しながら、地域の担い手と ③ 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)は、②ア及びイのいずれにも該当する場合に算定する。 (平18老計発0331005他 第2の2(16))				
19 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位 (1)について、計画作成責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、当該計画に基づくサービス(2一又は2二の所定単位数を算定している場合に限る。)を行ったときは、初回の当該サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。 (2)について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理	平18厚告126 別表の1ト 注	▲生活機能向上連携加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該計画に基づくサービスを行ったときは、初回のサービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。				
	※ 生活機能向上連携加算について ① 生活機能向上連携加算（Ⅱ）について イ 「生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供するサービスの内容を定めたものでなければならない。 ロ イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、認可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）が利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する又は当該理学療法士等及び計画作成責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンス（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号に規定するサービス担当者会議として開催されるものを除く。以下①において同じ。）を行い、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、乗乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する利用者の状況につき、理学療法士等と計画作成責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価（以下「生活機能アセスメント」という。）を行うものとする。カンファレンスは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。また、この場合の「カンファレンス」は、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、計画作成責任者及び理学療法士等により実施されるもので差し支えない。さらに、この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院である。 ハ イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければならない。 (a) 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 (b) 生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた3月を目途とする達成目標 (c) bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 (d) b及びcの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	ニ ハのb及びcの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定すること。 ホ イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行うサービスの内容としては、例えば次のようなものが考えられること。 達成目標として「自宅のポータブルトイレを1日1回以上利用する（1月目、2月目の目標として座位の保持時間）」を設定。 （1月目）訪問介護員等は週2回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が5分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。 （2月目）ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。 （3月目）ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う（訪問介護員等は、サービス提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う。）。 ヘ 本加算はロの評価に基づき、イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき提供された初回のサービスの提供日が属する月を含む3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度ロの評価に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直す必要があること。なお、当該3月の間に利用者に対する指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーション等の提供が終了した場合であっても、3月間は本加算の算定が可能であること。 ト 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及びハのbの達成目標を踏まえた適切な対応を行うこと。 ② 生活機能向上連携加算（I）について イ 生活機能向上連携加算（I）については、①ロ、ヘ及びトを除き①を適用する。本加算は、理学療法士等が自宅を訪問せずにADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握した上で計画作成責任者に助言を行い、計画作成責任者が、助言に基づき①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成（変更）するとともに、計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的実施する (a) ①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、サービスの計画作成責任者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いて把握した上で、当該事業所の計画作成責任者に助言を行うこと。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と計画作成責任者で事前に方法等を調整するものとする。 (b) 当該事業所の計画作成責任者は、aの助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成を行うこと。なお、①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画には、aの助言の内容を記載すること。 (c) 本加算は、①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づきサービスを提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、aの助言に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合を除き、①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づきサービスを提供した翌月及び翌々月は本加算を算定しない。 (d) 3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告すること。なお、再度aの助言に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合には、本加算の算定が可				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	能である。 (平18老計発0331005他 第2の2(17))				
20 認知症専門ケア加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、2一及び2二については1月につき、2三については定期巡回サービス又は随時訪問サービスの提供を行った際に1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 2一又は2二を算定している場合 (一) 認知症専門ケア加算 (I) 90 (二) 認知症専門ケア加算 (II) 120 (2) 2三を算定している場合 (一) 認知症専門ケア加算 (I) 3 (二) 認知症専門ケア加算 (II) 4 ※ 厚生労働大臣が定める基準 イ 認知症専門ケア加算 (I) 次のいずれにも適合すること。 (1) 事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。 (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 (3) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 ロ 認知症専門ケア加算 (II) 次のいずれにも適合すること。 (1) イ(2)及び(3)の基準のいずれにも適合すること。 (2) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。 (3) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 (4) 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 (平27厚告95 三の四) ※ 厚生労働大臣が定める者 イ 認知症専門ケア加算 (I) 周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者 ロ 認知症専門ケア加算 (II) 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 (平27厚告94 三十五の二) ※ 「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指し、また、「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指すものとする。 なお、認知症高齢者の日常生活自立度の確認に当たっては、例えばサービス担当者会議等において介護支援専門員から情報を把握する等の方法が考えられる。	平18厚告126 別表の1チ 注	▲認知症専門ケア加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	※ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が2分の1以上、又は、Ⅲ以上の割合が100分の20以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間のうち、いずれかの月の利用者実人員数で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合につき、いずれかの月で所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、直近3月間のいずれも所定の割合を下回った場合については、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出しなければならない。 ※ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。 ※ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ※ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。 (平18老計発0331005他 第2の2(18))				
21 口腔連携強化加算	2一及び2二について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り50単位を加算する。	平18厚告126 別表の1リ 注	▲口腔連携強化加算について、左記により算定しているか。		
	※ 厚生労働大臣が定める基準 イ 事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。 ロ 次のいずれにも該当しないこと。 (1) 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。 (2) 当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。 (3) 当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。 (平27厚告95 四十六の二)				
	※ 口腔連携強化加算の算定に係る口腔の健康状態の評価は、利用者に対する適切な口腔管理につなげる観点から、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。 ※ 口腔の健康状態の評価の実施に当たっては、必要に応じて、厚生労働大臣が定める基準における歯科医療機関（以下「連携歯科医療機関」という。）の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供等について相談すること。なお、連携歯科医療機関は複数でも差し支えない。 ※ 口腔の健康状態の評価をそれぞれ利用者について行い、評価した情報を歯科医療機関及び当該利用者を担当する介護支援専門員に対し、別紙様式8等により提供すること。				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	※ 歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に情報提供を行うこと。 ※ 口腔の健康状態の評価は、それぞれ次に掲げる確認を行うこと。ただし、ト及びチについては、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行うこと。 イ 開口の状態 ロ 歯の汚れの有無 ハ 舌の汚れの有無 ニ 歯肉の腫れ、出血の有無 ホ 左右両方の奥歯のかみ合わせの状態 ヘ むせの有無 ト ぶくぶくうがいの状態 チ 食物のため込み、残留の有無 ※ 口腔の健康状態の評価を行うに当たっては、別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）及び「入院(所)中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方」(令和6年3月日本歯科医学会)等を参考にすること。 ※ 口腔の健康状態によっては、主治医の対応を要する場合もあることから、必要に応じて介護支援専門員を通じて主治医にも情報提供等の適切な措置を講ずること。 ※ 口腔連携強化加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議等を活用し決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔の健康状態の評価を継続的に実施すること。 (平18老計発0331005他 第2の2(19))				
22 サービス提供体制強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、2一及び2二については1月につき、2三については定期巡回サービス又は随時訪問サービスの提供を行った際に1回につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 2一又は2二を算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 750単位 (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 640単位 (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 350単位 (2) 2三を算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位 (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位	平18厚告126別表の1※注	▲サービス提供体制強化加算について、左記により算定しているか。		
※ 区分支給限度基準額の算定対象外					
※ 厚生労働大臣が定める基準 イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次のいずれにも該当すること。 (1) 事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 (2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと。 (3) 当該事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に行うこと。					

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	(4) 次のいずれかに適合すること。 (一) 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 (二) 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次のいずれにも該当すること。 (1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。 ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 次のいずれかに適合すること。 (一) 事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。 (二) 事業所の従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。 (三) 事業所の従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (平27厚告95 四十七)				
	※ 研修について 従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。 ※ 会議の開催について 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の従業者の全てが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要がある。 また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。 ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家庭環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項 ※ 健康診断等について 健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。 ※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月以降届出が可能となるものであること。 なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とする。 ※ 上記ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算等がされなくなる場合の届出				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	を提出しなければならない。 ※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、令和3年4月における勤続年数3年以上の者とは、令和3年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。 ※ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。 (平18老計発0331005他 第2の2(20))				
23 介護職員等処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所が、利用者に対しサービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 平18厚告126別表の1 イからヌまでにより算定した単位数の1000分の267に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 平18厚告126別表の1 イからヌまでにより算定した単位数の1000分の278に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 平18厚告126別表の1 イからヌまでにより算定した単位数の1000分の246に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 平18厚告126別表の1 イからヌまでにより算定した単位数の1000分の257に相当する単位数 (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 平18厚告126別表の1 イからヌまでにより算定した単位数の1000分の204に相当する単位数 (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 平18厚告126別表の1 イからヌまでにより算定した単位数の1000分の167に相当する単位数	平18厚告126別表の1ル注	▲介護職員等処遇改善加算について、左記により算定しているか。		
	※ 区分支給限度基準額の算定対象外 ※ 介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。 (平18老計発0331005他 第2の2(21))				
24 頻回な訪問が必要な利用者への支援に関する項目	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画において、月曜日から日曜日までの7日間に21回以上の定期巡回サービスを位置付けた利用者に対して、1月につき300単位を加算する。 なお、サービスの必要性については、サービス担当者会議の要点（第4表）または居宅介護支援経過（第5表）に記載しておくこととし、随時サービスの必要性について検討を行うこと。 また、当該加算の算定に当たっては、上記定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した日の属する月から開始することとする。	要項第2条別表	▲独自報酬について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
25 介護・医療連携推進会議の活用とサービスの質の向上に向けた取組等に関する項目	次のいずれにも該当すること。(1月につき200単位) (1) 条例第15号における介護・医療連携推進会議に関する基準を遵守した上で、この会議への地域の医療関係者、福祉等関係者及び居宅介護支援事業者等の参加を積極的に促し、介護と医療の連携を図るための意見交換を行う等、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図ること。また、その議事録を市へ提出すること。 (2) 運営状況、活動内容及び介護・医療連携推進会議において話し合った内容等をまとめ、おおむね6月に1回以上、事業所が外部に対して発信するツール（ホームページや事業所が発行している刊行物等）によって周知を図ること。また、その実施状況を市へ報告すること。 (3) 市が行う研修等に参加し、そこで得た情報を用いて、事業所内で勉強会を開催し、その実施状況を記録すること。	要項第2条別表	▲独自報酬について、左記により算定しているか。		

注1 本自主点検表は、指定基準・算定基準にかかる全ての法令等を網羅したものではありません。

注2 記載されている法令等の条文は、語句を省略するなどの修正を加えている箇所があるため、原文通りではありません。

注3 法令・基準等については、厚生労働省発出のもの等で確認すること。